

格差がもたらす貧困と家族形成の課題

政策調査部 研究員 菅原 佑香

格差問題は、所得格差の問題にとどまらず様々な分野に議論が波及してきました。本シリーズの最終回では、多面性を持つようになった格差問題がもたらす課題のうち、貧困や家族形成の課題について考えます。

1. 様々な分野に広がりを見せる格差問題

本シリーズでは、日本の所得格差に関する様々な問題について、解説してきました。日本の所得格差が拡大している主因は、人口構造の高齢化による無所得化した高齢者層の増加や女性の社会進出による世帯における妻の有業率の変化、若年層を中心とした現役世代の非正規雇用の増加等であると考えられます¹。さらに、1990年代後半以降、雇用環境や人々の格差意識の変化を経て、格差問題は所得の格差にとどまらず、所得以外の経済的格差（資産、雇用）に加え、社会的格差（教育や学歴、地域、人口、医療、健康、情報等）といった様々な領域に議論や政策課題が波及してきました。

2. 増加する生活保護世帯と求められる就労による自立

所得格差がもたらす課題の一つに、生活保護世帯（生活保護法に基づく保護を受けている世帯）の動向などに見る貧困世帯の増加があります²。

生活保護世帯は、高齢者世帯を中心として、1990年代後半から増加し始め、2014年度には160万世帯にまで増加しています（図表1）。内訳を見ると、「母子世帯」や「傷病者・障害者世帯」の割合は低下している一方、「その他の世帯（高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯のいずれにも該当しない世帯）」の上昇が目立ってきており、2012年度をピークに多少低下したものの、2016年4月時点で生活保護世帯の16.3%を占めています³。「その他の世帯」で生活保護の受給が増えた原因として、リーマン・ショック後の深刻な不況や東日本大震災が考えられます。もっとも、「2009年3月以降に次々と出された厚生労働省の各通達によって、以前は生活保護申請が難しかった稼働能力層が多く含まれる『その他世帯』の生活保護受給の基準が、大

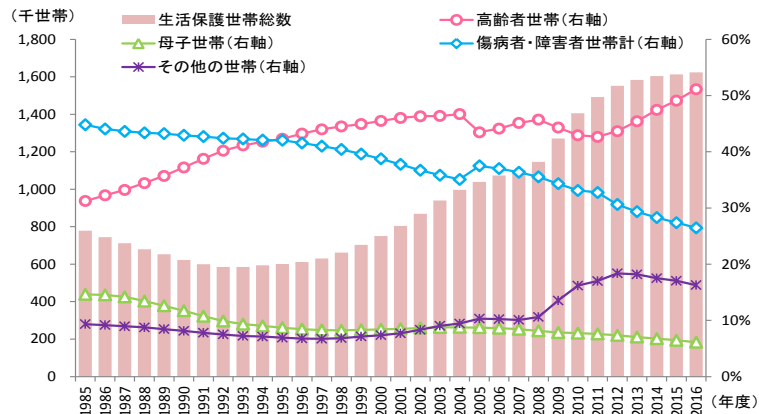
¹ 菅原佑香・内野逸勢（2017）「所得格差の拡大は高齢化が原因か～若年層における格差拡大・固定化が本質的な課題～」大和総研調査季報 2017年春季号 Vol.26

² 生活保護とは、資産や能力等をすべてを活用してもなお生活に困窮する人々に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

³ 厚生労働省「被保護者調査（平成28年4月分概数）」結果の概要

幅に緩和されることとなった」⁴との指摘もあります。いずれにせよ、「その他の世帯」はそれ以外の世帯と比べて、就労できる可能性や所得を増やせる可能性が比較的高いと考えられますから、そうした方々への就労支援や増収支援が重要な政策課題です。

図表1 生活保護世帯の推移（1985年度～2016年度）



(注1) 保護停止中の世帯は含まない。2005年度に世帯類型の定義変更あり。
 (注2) 各年度月平均値。2015、2016年度のみ、当該年度の4月分概数である。
 (出所) 厚生労働省「被保護者調査（月次調査）」（2011年度までは「福祉行政報告例」）より大和総研作成

「その他の世帯」について生活保護開始の主な理由別世帯数の構成割合を見ると、2014年度で「貯金等の減少・喪失」が36.2%、「失業」が17.0%となっています（図表2）。一方、生活保護廃止の主な理由別世帯数の構成割合では、「働きによる収入の増加・取得」の割合が40.7%と、就労による自立の可能性が見て取れます（図表3）。生活保障だけでなく、効果的な就労支援が行われることで、受給者の生活保護からの脱却率を高めていく必要があります。

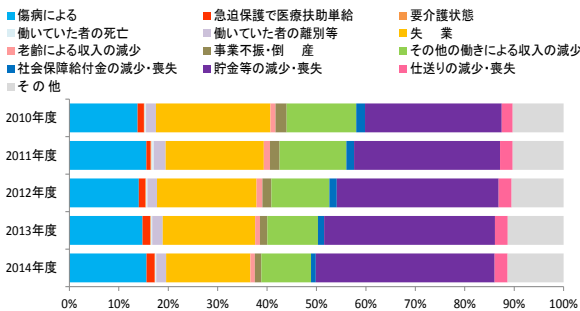
なお、2015年度から「生活困窮者自立支援制度」が開始されています。これは、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等⁵が行われている制度で、最終的なセーフティネットである生活保護制度に加えて、生活保護に陥らないようにするために二重にセーフティネットを張ったものです。制度施行後2年間の状況を見ると、新規相談者は約45万人で、他機関へつないだケースが約14万人、プラン作成により継続的に支援を行ったケースが約12万人（うち就労・増収といった段階を経て自立に向かっている人は約6万人）となるなど一定の成果が出ています⁶。ただし、まだ支援につながっていない生活困窮者へどのように対応するか、支援メニューが十分か、自治体による取組みのばらつきをどうするかなどが引き続きの論点となっています。

⁴ 周燕飛・鈴木亘（2011）「生活保護率の上昇要因 一長期時系列データに基づく考察一」『一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッション・ペーパーNo. 525』（2011年9月）

⁵ 本文で示した以外には、就労準備支援事業や一時生活支援事業、家計相談支援事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援等が行われている。生活困窮者が抱えている課題に応じたプランを作成し、自治体が主体となって支援している。

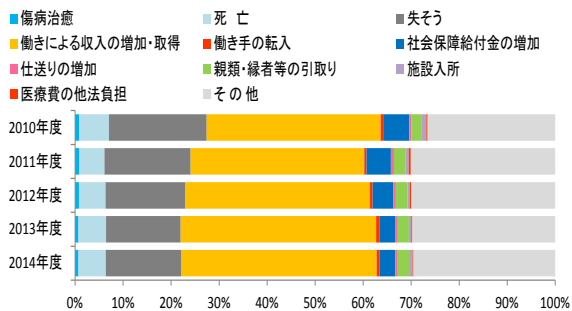
⁶ 厚生労働省「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」（2017年3月17日）、『生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理』について（概要）（2017年3月17日）

図表2 「その他の世帯」の保護開始理由別に見た構成割合（2010年度～2014年度）



(注) 各年度月平均値。2010、2011年度のみ、当該年度の9月分である。
 (出所) 厚生労働省「被保護者調査（月次調査）」（年度累計）、2011年度までは「福祉行政報告例」（各年9月分）より大和総研作成

図表3 「その他の世帯」の保護廃止理由別に見た構成割合（2010年度～2014年度）

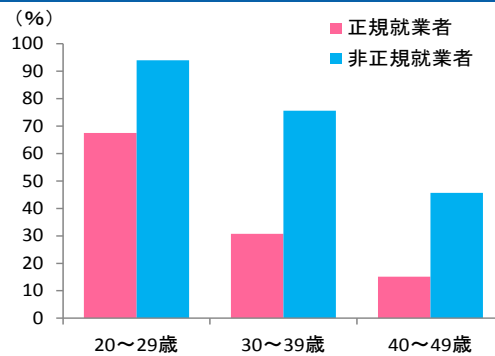


(注) 各年度月平均値。2010、2011年度のみ、当該年度の9月分である。
 (出所) 厚生労働省「被保護者調査（月次調査）」（年度累計）、2011年度までは「福祉行政報告例」（各年9月分）より大和総研作成

3. 非正規雇用の男性が抱える家族形成の課題

所得格差が生じる要因の一つは、本シリーズの第2回で指摘したように雇用格差の存在です。雇用形態別の未婚率を見ると、男性の非正規雇用者は、正規雇用者と比較して、各年齢での未婚率が高くなっています（図表4）。

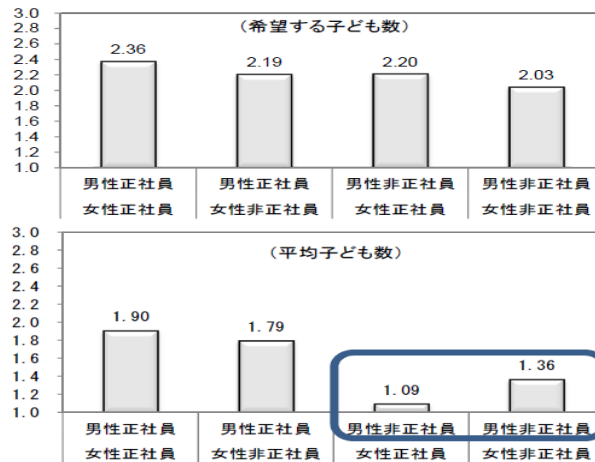
図表4 雇用形態別の男性の未婚率（2010年）



(出所) 厚生労働省「平成22年社会保障を支える世代に関する意識等調査報告書」より大和総研作成

さらに、雇用形態別に平均の子ども数、希望する子ども数を見ると、希望と実際の子どもの数の差（現実が希望通りになっていない割合）は、特に男性非正規雇用者で大きくなっています（図表5）。非正規雇用者の場合、経済的理由により、希望通りに家族を形成することが困難な状態にあり、未婚率の上昇や出生率の低下等につながっている可能性があります。2015年3月20日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」には、「若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する」ことが盛り込まれ、若年層を中心とした経済的基盤の安定が重要だとされています。今後、政府が現在進めている「働き方改革」の柱の一つである「同一労働同一賃金」の導入等により、いかなる雇用形態に従事していたとしても、希望通りの家族形成ができる社会の構築が求められます。

図表5 雇用形態別平均の子ども数、希望する子ども数



(原典) 厚生労働省「21世紀成年者縦断調査（平成24年公表分）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

(注) 「男性非正社員、女性正社員」と「男性非正社員、女性非正社員」はそれぞれ客体数が11、28と少数であることにも注意が必要である。希望する子供の数については、男性と女性の平均値をとっている。

(出所) 厚生労働省 同一労働同一賃金の実現に向けた検討会「第1回 同一労働同一賃金の実現に向けた検討会 厚生労働省提出資料」（2016年3月23日）

4. おわりに

本シリーズでは、所得格差を中心として様々な領域の格差の課題を取り上げてきました。格差問題を議論する上で重要な視点は、「結果の平等」と「機会の平等」を区別することです（脚注1参照）。「結果の平等」とは、人々が何らかの経済活動を行うことにより、その成果として報酬を所得として受ける時の差に注目する概念です。一方、「機会の平等」とは、人々が社会活動や経済活動を行う際に、全ての人に教育、就職等の機会が与えられているかどうかの概念です。

政策に期待されるのは、人々が、教育や就業のチャンスを平等に得ることができるよう「機会の平等」を図ることです。もちろん、格差は、本人の努力によることも大きいと考えられますが、結果として、過度で不合理な格差につながってしまうような状態は是正する必要があります。格差の固定化や格差の再生産が起きないように、所得の再分配などをどのようにどの程度行って「機会の平等」を確保するかは優れて民主主義的な課題です。2016年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」で掲げられているように、「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会」を実現していくことにより、格差を固定化させず、再チャレンジ可能な社会を構築しなければなりません。

また「働き方改革」では、多様な働き方を可能にし、格差の固定化を是正するため、「同一労働同一賃金」の実現だけでなく、子育てや介護、教育等、様々な分野での改革が計画されています。「格差」の是正に向けた様々な政策の動向を、今後も注目していく必要があるでしょう。